

平成28年度第2回岸和田市環境審議会 会議録

承認		事務局							開催日時・場所	
会長	梅崎委員	環境部長	環境保全課長	参事	主幹	担当長	主査	担当員	平成29年2月13日(月) 14:00~15:45 岸和田市職員会館 1階会議室	
済	済									
<<出席者>> 環境審議会委員：20名中13名										
伊藤委員	梅崎委員	大家委員	表委員	川瀬委員	佐久間委員	佐藤委員	鈴木委員	高原委員	竹中副会長	
○	○	○	—	○	—	○	○	—	—	
谷口委員	永野委員	西岡委員	原委員	舂馬委員	松井委員	松本委員	山田委員	吉田会長	吉村委員	
○	—	○	—	○	○	○	—	○	○	
理事者・事務局	(理事者) 山本環境部長 (事務局) 環境保全課：一木課長、重田参事、坂本主幹、亀田担当長、村井担当員 生活環境課：谷藤課長									
傍聴人	1名									
<<案件概要>> <諮問事項> ・岸和田市の土砂埋立て等の規制に関する条例について <報告事項> ・岸和田市環境保全条例の改正について										
<<内 容>> 別紙次第のとおり進行 ● 開会 ● 委嘱状交付 交代のあった団体選出の委員に委嘱状を交付。 ● 市長挨拶代読 信貴市長公務のため、山本環境部長による挨拶文の代読。 ● 資料確認 ● 市から組織に関する報告 ● 審議会会長あいさつ —・—・— 議 事 —・—・—										

● 諮問

山本環境部長より吉田会長へ諮問

● 議事録の確認委員の指名

議事録の確認は、吉田会長、梅崎委員で行う。

● 諮問事項「岸和田市の土砂埋立て等の規制に関する条例について」

(会長)

「岸和田市の土砂埋立て等の規制に関する条例について」、事務局より説明されたい。

〔事務局より説明〕

(委員)

市の条例の規制対象になる高さ1mについて、どのような状態で1mという指導をしようとしているのか。

(事務局)

諮問別紙2にあるように、埋立て等とは、埋立て、盛土、一時たい積の3つに対して規制をかける。埋立てに関しては、周りが囲まれて、そこに土を入れるので、計画上高さを把握出来る。盛土をする場合においても、計画の時点において、どこまでするか設計がなされるものである。最後の一時たい積は、実際に積む際に1m未満で薄く積むというのはまず考えられない。広い土地に一時たい積するのであれば、上に上げないと採算が合わない。他所から土砂を持って来るものを規制する条例においては1m未満というのはまず想定されないであろうということで1mとしている。1m未満を規制しないというのは農地改良において、土を混ぜ込み、新たな農地を開拓するにあたっては、この程度であれば通常あり得る話であろうということで、諮問別紙3にあるように、他の市町の条例においても、高さ1m以上という規制がなされていて、現に運用されているので、これについては問題がないと判断をしている。

(委員)

理解した。

(委員)

「かつ」と「または」は違うので、そこがどうなっているか知りたい。広さ「かつ」高さなのか。

(事務局)

諮問別紙2のとおり、「かつ」である。

(委員)

大阪府条例施行前に制定している市町においては、「または」になっている。岸和田市はあえて高槻市等と同様に「かつ」にしたということで、過度の規制を避けるという狙いだと思う。高槻市と河南町しか書いていないが、大阪府内のその他の市町村で条例は現時点で施行されていないのか。

(事務局)

平成28年8月から新たな条例というのは、制定されていない。

(委員)

岸和田市が3番目もしくは4番目になるのか。

(事務局)

大阪府条例施行後では、そうなると思われる。近隣であれば、和泉市は大阪府条例施行前に条例を

施行している。現在、貝塚市においても条例の検討がなされているという情報は聞いている。

(委員)

農地、土地改良の為に、500㎡未満を除外しているが、その配慮の根拠は何か。

(事務局)

一定規模以下を除外する基準としている。例えば、宅地造成等規制法においても、一定規模以上の切土、盛土として規制しているのが500㎡である。都市計画法の開発の許認可においても、500㎡以上であり、一定規模以上として500㎡を基準にしているものが非常に多く、その結果、500㎡以上と線を引いた。

(委員)

そうであれば、諮問別紙2の(農地、土壌改良への配慮)は、面積ではなく、高さにかかっているのか。

(事務局)

高さ1mについてである。

(委員)

理解した。

(委員)

先ほどの「かつ」と「または」の話だが、結局1m未満もしくは500㎡未満であれば規制はかからないということだが、例えば長期間そこに仮置きをしていて、空気が乾燥して土砂が舞い上がる等、一時たい積の場合に問題になるようなことは想定されないか。その場合、高さが1m未満なので規制はかからないと思うが、環境面で想定される懸念はないか。

(事務局)

運動場等と同様で、本条例では想定していないということである。

(委員)

「かつ」と「または」の考え方で委員も言っているが、500㎡から3,000㎡までで、1m未満ならば商売にならず、規制しないとのことだが、考え方から言えば、「かつ」はきつそうに見えるが、1m未満であれば何でも良いのかということで、「または」の方が規制が強いという考え方がある。

(委員)

500㎡であれば、20数m四方の広さであるが、それ未満のものを近接した所で何ヶ所も作って、それぞれの場所が違うからと事業者が言えば、それが抜け道になるのではないか。

(事務局)

それは大阪府条例にもあるが、3年以内に連続して、近くで行為を行った場合は一連の行為地とみなす、というように資料1-1の条例案にも記載している。

(委員)

それは仮置きであってもか。

(事務局)

仮置きであっても一連のものとみなせる場合は、併せてみなす。

(会長)

抜け道がないように抑えているとのことである。

(委員)

積んだ土に有害物質が含まれている懸念がある場合、雨が降った際に、土壌に浸透することも考えられるが、その配慮はあるか。

(事務局)

諮問別紙2にあるように、当初から土砂が汚染のおそれのないことの確認、報告の義務を事業者に対して課しているので、汚染土が入る前にチェックをするという形になっていると認識している。

(委員)

資料1-2の1ページの大阪府条例施行規則の第三条、(土砂埋立て等の許可を要しない公共的団体等)で、関西空港関係というのが、市条例施行規則には出ていないが、この考え方というのは、関西空港の土地というのは空港だけではなく、内陸部に土地を取得した場合や、他の団体でもそうだが、この法人が岸和田市内に土砂を置くような事業をしなければ良いのか、最初から岸和田市内で何か事業をしても、この団体は一切規制の対象外に、許可を要しない団体として扱うのか、考え方を教示されたい。

(事務局)

岸和田市の場合、空港本体が来ることが想定されないので、仮に新関西国際空港株式会社、関西国際空港土地保有株式会社が事業をする際には、公共と同等の取り扱いをするものではなく、許可を要する会社として取り扱えば良いのではないかと考える。残土処分を一切させないということではなく、岸和田市域においては、許可が必要だということを言わなければならないだろうと考えている。この辺が微妙な違いになり、岸和田市域で3,000㎡以上の埋立てをこの法人がしようとした場合は、大阪府条例の適用除外になるが、少なくとも小さな埋立てをするのであれば、新関西国際空港株式会社が岸和田市に3,000㎡未満の空港を作ることはまず想定されないので、一般の方同様に条例の規制を受けてもらうという主旨である。許可を必要とするということであって、埋め立ててはいけないという主旨ではない。

(会長)

大阪府の場合は、新関西国際空港株式会社が想定される事業者であるので、除外出来るものとして定めておかないと都合が悪くなる。岸和田市の場合は、その可能性はないということである。

(委員)

これは国立大学法人でも、同様のことが言えるのではないか。

(事務局)

国立大学法人の場合は、サテライト等が岸和田市内に分校として存在する可能性が想定されるので挙げている。ただ、関西国際空港の場合は、サブ空港が岸和田市にあるということが想定出来なかったために入れていない。

(委員)

空港の本体施設ではなく、従業員用の社宅や付帯施設の為に内陸部に何かを造るということは想定できないか。

(事務局)

その場合は、一般企業のマンション建設と同等であろうという認定をした。

(委員)

新関西国際空港株式会社ということで除外するのではなく、そうみなすのか。

(事務局)

そうである。通常に許可を取っていただくということである。

(委員)

それはどこかにそのような定義が書いてあるのか。

(事務局)

定義がないので、市で定義を考えた時に、そう定義した。

(委員)

関空関係の会社が岸和田市内の内陸部に何か造った際に、何も届出をしなかったのは、ここに書いてある除外される施設だからとはならず、岸和田市の場合は書いていないということか。

(事務局)

他市町でも同等のことを書いてあるというのは確認している。実際に阪神高速道路がなければ、その記載が無い市町が当然ある。関空と関係のない北摂地域の条例においても、記載されていない市町も確認している。

(委員)

理解した。

(委員)

資料1-1の2ページ、岸和田市の条文の中に土砂運搬者の責務が明記されたというのが特徴だと思う。粉じんの飛散防止や騒音振動の低減に努めなければならないとあるが、粉じんの飛散防止については、運搬だけでなく、土を埋めている場所の管理者の努めについて、記述する必要はないか。

(事務局)

資料1-1の1ページ、第4条で(土砂埋立て等を行う者の責務)「土砂の埋立て等を行う者は、土砂埋立て等を行うに当たっては、災害の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない」とあり、具体例示の指導の際には、散水して止めなければならない、というようなことを、資料1-2、施行規則の11ページ別表1以降で、どのように行うのかということ指導する。例えば13ページの14項、「土砂埋立てに係る工事の順序が、埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散、流出その他の災害が発生しないよう、沈砂池、調整池、擁壁等の防災工事が土砂埋立て等に先行して実施されるものとなっていること」と、埋立てをする人に関して、こういう基準を守るように順番に記載する。

(委員)

理解した。

(事務局)

運搬者の方は条例でさらっと書いてあるだけだが、埋立てをする人については後ろにこういう形で条件を事細かに大阪府条例でも記述しており、同様のものは市条例でも記載している。

(委員)

土砂埋立て等の規制に関する条例の制定はありがたいが、私も山の中に住んでいるので、土砂を不法に捨てに来ているのを見ることが多い。500㎡以上、1m以上の範囲かどうか粉らわしいが、そういったケースに対しても条例制定後はある程度積極的に行政としての責務は果たされたい。近くに谷があり、2tや4tのダンプカーが入って、捨てている。これはコンクリートガラが入っているので、産業廃棄物になるのかもしれないが、地元の人がその土地を所有していないことが多いので、どう

しようもない。見に行ったら、土砂が置かれているという状況がしばしばある。諮問別紙2に書かれているような700㎡程度の土砂がいつの間にか3,400㎡まで拡がっていたというような状況は、現実に起こり得るので、しっかりと運用されたい。

(会長)

今の話は、この土砂条例の対象となるものか。

(事務局)

微妙なケースである。コンクリートガラが含まれている場合は産業廃棄物になるが、それが実際に土だけだと言われた時に、500㎡以上の土地で行為を行う際には、土を入れているが、どこからどこまでとするのかと、立ち入り権限を持って指導することが出来て、委員指摘の谷を埋めるケースであれば、500㎡以下や高さ1m未満ということは、まず考えられない。

(会長)

今の話だと、500㎡未満を少しずつ捨てているということか。

(委員)

気がついて見に行った時には、下にコンクリートを置き、土砂を上置いて、見えないようにしている。

(会長)

面積は500㎡よりも大きいか。

(委員)

すぐに超える。今度は条例の対象になる。

(会長)

500㎡未満でも、小規模で複数の場所に置く事例があるということではないか。

(委員)

ダンプカーで来れば、500㎡はすぐに超えるので対象になる。

(会長)

産業廃棄物ではないと言ったとしても、この条例に掛かる。

(事務局)

今話のあった状態は、谷に土を入れている話で、どこまで入れるのか、どこまで入れるとなった時に、これならば500㎡を超える、とすぐ判断出来ると思われる。また、谷を埋める場合、片方を留めなければならない。留める時は擁壁を設置しないといけない。そして、擁壁を設置して上から土を入れていくと、行為地の規模がおおよそわかる。擁壁の設置の仕方も、土で固めているだけ、順番に固めて、というタイプもあるが、それでも全体で判断し、規制の対象になるのではないか、という判断は出来ると考えている。その中に産業廃棄物が混じっているということも当然想定されるので、それらを踏まえて、実際の運用は考えていく必要がある。

(委員)

インターネットの航空写真で見ればわかる。

(事務局)

それは今も大阪府と泉南地域の市町で構成されたブロック別連絡協議会で、監視パトロールをしており、対象については、府と周辺市町とで監視しているので、その際に指導する。

(会長)

現実には色々とこれに関連することが起きているということで、全般の注意もされたい。前回以降、大阪府条例と照らしながら漏れの無い様に細かく詰めていると思われる。また、定義も厳格である。前回、大阪府条例の対象外となる3,000㎡未満の埋立て、盛土及び一時たい積を規制する市条例について検討を進めるという説明を受け、本日諮問という形で受けたので、審議会としての答申をする必要がある。市の考えのとおりで良しとする旨答申してよろしいか。

<異議なし>

(会長)

審議会として了承されたものとして答申する。

● 報告事項「岸和田市環境保全条例の改正について」

(会長)

「岸和田市環境保全条例の改正について」、事務局より説明されたい。

〔事務局より説明〕

(会長)

前回はこの環境保全条例を諮問事項とすることを前提に説明されたが、会議冒頭に環境部長より報告があったとおり、組織の機構改革等により、環境保全条例の改正を今の時点で急いで行うのは、スケジュール的に難しく、対応するも体制としてあまり整っていないということなので、もう一度仕切りなおしをしたいということであった。ただし、やはり条例については齟齬やその後の市の状況も踏まえて改正を行うとのことで、今後色々と精査はするが、現時点で大まかにどのような改正を考えているかという方針を提示されたのが、資料2-1の新旧対照表である。もちろん精査していく中で、他に出てくれば、そういったものも改正の対象になるので何かこういうことも、という意見あるいはそれ以前の話でも構わないので発言されたい。条例改正をしていく中で、一度情報共有をするというのが、今回の報告事項の主旨だと思うので、この新旧対照表に限らず、質問されたい。

(委員)

冒頭の環境部長の挨拶の中での話と受け止めたが、それは中核市見送りの話なのか、組織として環境保全課と生活環境課が一つになるというから、のどちらか。

(事務局)

両方である。まず、環境保全条例の改正を行いたい旨の提案をしたのが、昨年3月の審議会であり、それは中核市移行の際に権限委譲するにあたって、権限が委譲される分に関しては、この条例で規制されているものを順番にとっていかなければならないだろうと、それを自然の分野、公害の分野を順番に見ていこうとしたが、前提条件である中核市への移行がなくなったので、当然これを一旦残すということ、それから環境保全条例の中に個別で岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例と同等のことを書いている箇所があり、資料2-2の3ページの、(良好な生活環境の確保)第26条の「清潔の保持」については生活環境課の担当で、「緑化の推進」は先ほど説明した、市のみどりの基本計画に基づく施策に関係する部分で、整理しないと、同じ課であるにも関わらず担当が違ふと問題が生じる可能性があるということである。6ページの第6節、(その他の生活環境の保全等)は、前回からこれを削除して生活環境課に任せようと言っていたが、これを一つの課で担当するにあたって、もう少し精査し、どこで所管していくのかについても、また最初から組みなおしである。このようなケースが出てきて、2パターンを総合すると、全てもう一度見直しをしていかなければいけないとい

うことで、一旦保留しているという状況である。

(委員)

理解した。4月に組織は改編されるだろうが、中核市の話がずっと延びると、これは日の目を見ないということか。要は新たな組織が4月に発足して、条例を見直すとなった時に、中核市の話が復活しない限り、環境審議会に諮るというようなことにならないのか。

(事務局)

スケジュールについては予定していた平成30年中核市と同時に、というのは達成困難であるが、出来るだけ早く環境保全条例の改正はしたいと考えている。平成15年に作られた条例で15年も経つので、やはり見直しは必ず行わなければならないだろうと考えている。ただ、平成30年の4月には難しいので、若干遅れて、出来れば平成30年中か平成31年の早い時期までには、これを全部考え直しを行い、改正していきたいと考えている。

(委員)

理解した。

(会長)

例えば来年度、組織が落ち着いた時期に具体的な進め方についての提示があるとの認識で良いか。

(事務局)

提示する予定である。

(会長)

その時には詳細な進め方の提案も含めて提示されるのか。

(事務局)

部会の問題や前回の審議会で説明したような部分も含めて提示する予定である。

(理事者)

今事務局からあったように、平成15年以来ということなので、この条文には、地球環境の保全や生物多様性のように最近よく耳にする文言が入っていないということで検討した次第である。

(会長)

恐らく、全国的にどこの自治体も環境基本計画の変遷に伴い、また各市の個別の事情も重なって、様々な環境保全条例が制定されており、一律ではない。それが多様であり、自然な姿だと思うが、岸和田市は岸和田市でこれまでの経緯を踏まえつつ、新しい時代に即したようなものにしていくために、ただ、組織の大きな変更があるので、今すぐに市民に諮るというのも、良いものが出来ないだろうと思うので、しっかりと腰溜めをして進められたい。ただし、委員が懸念しているような、宙に浮いてしまうということがなく、体制が整い次第、来年度中にはアクションを起こしていくということで理解されたい。先ほど廃棄物の話が出て、改正後だと削除となっていたが、資源循環利用及び廃棄物の減量については記載しないという話か。

(事務局)

まず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に書かれている箇所があり、岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例にも既に記述があるので削除する。

(会長)

無くすものについては、そういった整合を次は再度明確にされるということか。

(事務局)

再度する。前回説明したような、大阪府の制度があるので市の制度からは削除、といったことと同様に、市の他の条例で規定されているので削除する、こちら側でこういう担保がされている、ということの提示をしようと考えている。

(会長)

足らざるを補い、過剰な部分を無くせるように、ということを論点や根拠を提示しながら、一つひとつ整理するとのことである。今回は、少し状況の変化があったということで、まずは委員に今の状況を正しく認識されれば十分かと思う。今後アクションを起こすまでに色々と条例等も見てもらい、あるいはそれぞれの組織の代表においては、組織の現場でこういう話があるということを紹介され、更に何か気付いた点等があれば、今後の審議に反映されたい。意見がないようなので、了解されたということで、報告事項については以上とする。

● その他

(会長)

その他ということで、事務局から報告をされたい。

(事務局)

前回の審議会にて、牛滝川の河川敷の清掃についての質問を受けたが、その際、明確に返答出来なかった部分があるので、回答する。前回話のあった部分については、大阪府の事業でアドトリバープログラムがあり、そのプログラムに則って活動していただいている。アドトリバープログラムは、地域の住民、府、市が相互に協力しながら、地域に愛される綺麗な河川の環境づくり、地域の環境美化の推進に取り組むということを目的にしており、アドトリバープログラムにおける住民団体の役割としては、年2、3回以上の美化活動、大阪府の役割としては、清掃用具の貸し出しと、ここがその範囲だというサインボードの掲出、市の役割としては、清掃活動の後のごみの処理、それを推進するための美化袋の配布ということで、住民団体、府、市の三者が協力して実施している。現在岸和田市にはアドトリバープログラムを3ヶ所で行っており、春木川1ヶ所と牛滝川2ヶ所で行っている。ほかに、川ではなく道で、アドトロードプログラムというものもあり、中身はほとんど同じである。岸和田市で、平成27年3月末時点で21団体活動している。もう一つ、今度は管理の対象が府道から市道になったもので、中身はほぼ同一の、ファミリーロードプログラムがある。これは、市と地域との間で実施している事業であり、平成27年3月末時点で、57団体が活動している。

(会長)

市道で行うファミリーロードプログラムの支援をする枠組みは、大阪府と同じなのか。

(事務局)

大阪府が抜けて、ボードの掲出や清掃用具の貸出も市が行う形である。

(会長)

本日予定していた議事の全てを終了した。委員各位の協力に感謝する。後の進行を事務局よりされたい。

● 閉会

(事務局)

これを以って本日の審議会を終了する。

以上